

平 1 7 教 保 第 2 7 8 号  
平成 1 7 年(2005 年) 6 月 1 3 日

山口県学校保健連合会長  
山口県医師会長  
山口県学校薬剤師会長 様  
健康増進課長  
学事文書課長

山口県教育庁保健体育課長

咽頭結膜熱（プール熱）に関する対策について（通知）

このことについて、本年度も水泳のシーズンとなり、咽頭結膜熱（プール熱）の流行が予想されます。

ついては、別添のとおり各市町村教育委員会及び県立学校あて送付しましたのでお知らせします。

山口県教育庁保健体育課  
学校健康教育班  
担当 久保  
Tel. 083-933-4675  
Fax .083-922-8737

平 1 7 教 保 第 2 7 8 号  
平成 1 7 年(2005 年) 6 月 1 3 日

各市町村教育委員会教育長 様

山口県教育委員会教育長

咽頭結膜熱（プール熱）に関する対策について（依頼）

平素より学校保健の推進について、御理解御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年度も水泳のシーズンとなり、咽頭結膜熱（プール熱）の流行が予想されます。本疾患は、例年 6 月頃から徐々に増加しはじめ、7～8 月にピークを示す夏期の疾患で、プールを介して流行することが多いので、プール熱とも呼ばれています。感染経路は通常、飛沫感染ですが、プールでは眼の結膜からの感染も考えられており、注意が必要です。また、学校において予防すべき伝染病の「第二種」に分類されている疾患です。

については、貴管下小中学校へ周知の上、学校における咽頭結膜熱の感染拡大防止のため、プールの衛生管理をはじめ、別紙の事項に留意し適切に対応されますようお願いいたします。

なお、すでに貴教育委員会及び各学校へ配布されている「学校において予防すべき伝染病の解説」（平成 1 1 年 3 月作成；文部省）、「学校におけるプールの保健衛生管理」（平成 1 1 年 3 月 3 1 日発行；財団法人日本学校保健会）にも記載がありますので参照ください。

山口県教育庁保健体育課  
学校健康教育班  
担当 久保  
Tel. 083-933-4675  
Fax .083-922-8737

平 1 7 教 保 第 2 7 8 号  
平成 1 7 年(2005 年) 6 月 1 3 日

各 県 立 学 校 長 様

保 健 体 育 課 長

咽頭結膜熱（プール熱）に関する対策について（依頼）

平素より学校保健の推進について、御理解御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年度も水泳のシーズンとなり、咽頭結膜熱（プール熱）の流行が予想されます。

本疾患は、例年 6 月頃から徐々に増加しはじめ、7～8 月にピークを示す夏期の疾患で、プールを介して流行することが多いので、プール熱とも呼ばれています。感染経路は、通常飛沫感染ですが、プールでは眼の結膜からの感染も考えられており、注意が必要です。また、学校において予防すべき伝染病の「第二種」に分類されている疾患です。

については、学校における咽頭結膜熱の感染拡大防止のため、プールの衛生管理をはじめ、別紙の事項に留意し適切に対応されますようお願いいたします。

なお、各学校へ配布されている「学校において予防すべき伝染病の解説」（平成 1 1 年 3 月作成；文部省）、「学校におけるプールの保健衛生管理」（平成 1 1 年 3 月 3 1 日発行；財団法人日本学校保健会）に記載がありますので参照ください。

山口県教育庁保健体育課  
学校健康教育班  
担当 久保  
Tel. 083-933-4675  
Fax .083-922-8737

## 咽頭結膜熱（プ－ル熱）について

### 1 咽頭結膜熱とは

咽頭結膜熱は、発熱、咽頭炎、結膜炎を主症状とする感染症で、プールを介して流行することが多いので「プール熱」とも呼ばれる。主な病原体はアデノウィルスで、感染経路は通常飛沫感染だが、プールでは結膜からの感染や経口的な感染も考えられる。病原体は患者・保菌者の糞便に排出されてプール水を汚染するので、プール水を常に塩素剤で消毒しておく必要がある。

潜伏期間は5～7日とされ、発熱、頭痛、食欲不振、全身倦怠感とともに、咽頭炎による咽頭痛、結膜炎にともなう結膜充血、眼痛、羞明（まぶしさ）、流涙、眼脂（めやに）を訴え、3～7日間程度持続する。結膜の炎症は、下眼瞼結膜に強く、上眼瞼結膜には弱いとされる。眼に永久的な障害を残すことはない。

### 2 学校での対応

- (1) 平素から出欠状況の把握と健康観察を十分に行うとともに、学校や地域における患者発生状況を把握する。
- (2) 児童生徒及び教職員へ咽頭結膜熱に関する正しい知識と予防方法の周知を図る。また、普段から手洗いやうがいを励行し、ハンカチやタオルの貸借はしないなど、予防のための指導を充実させる。
- (3) 学校プールでの感染性眼疾患の発生の予防指導やプールの衛生管理に努める。  
水泳前後のシャワーの励行や水泳終了後水道水で眼をよく洗うよう指導する。  
タオルなど眼に触れるものの貸借をしないよう指導する。  
結膜の充血、眼脂（めやに）等は充分チェックする。  
プールの残留塩素濃度を常に0.4mg/ℓ～1.0mg/ℓに維持する。
- (4) 感染した場合
  - ・学校保健法で第二種伝染病に位置づけられており、主要症状が消失した後2日を経過するまで出席停止の措置をとる。ただし、病状により伝染の恐れがないと認められたときはこの限りではない。
  - ・感染性の眼疾患は、医師の指示があるまで水泳禁止とする。
- (5) プールを介しての流行時の対応  
プールを介しての流行時は、プールを閉鎖する必要もあることから、学校医、学校薬剤師に相談する。また、閉鎖時のプールの消毒、再開の時期についても相談のうえ、適切な対応を行なう。
- (6) アデノウィルスの消毒法
  - ・手指 ... 流水と石けんによる手洗い、70～90%エタノール
  - ・器具 ... 煮沸、次亜塩素酸ソーダ（金属類には不可）